〃	セイタイタンオレンジ	有限会社精興園　広島県府中市鵜飼町531番地８	第21370号 平成21年11月４日
〃	セイサーシャ	〃	第21374号 平成21年11月４日
Impatiens L.	BALFAFPINSAR	株式会社ティ・エム・ポール研究所　千葉県印旛郡酒々井町墨1538番地６	第20287号 平成21年11月20日
Matthiola incana (L.) R. Br.	八幡（やわた）チェリー	坊田繁　千葉県南房総市白浜町滝口5198番地	第18306号 平成21年11月４日
〃	ボーダアブリ	〃	第18310号 平成21年11月４日
Petunia Juss.	スターニア　ピンク	大分ゼネラルサービス株式会社　大分県大分市大字鶴崎2200	第20348号 平成21年８月25日
Pelargonium L'Her. ex Ait.	シル　フラウケインプ	ウォルガング　ヘルマン　ジュリアス　シルゼ　ドイツ連邦共和国　ウェーナー－ハルテ　D－26826　ハルテ　36	第17765号 平成21年９月10日
Pelargonium grandiflorum (Andrews) Willd.	PELDAR	株式会社プラントネットワーク　奈良県葛城市竹内422	第21707号 平成21年12月３日
Solenostemon Thonn.	グレコム　グリーンブラッシャー	Terra Nova Nurseries Inc.　10051 S Macksburg Rd. Canby, Oregon 97013, U.S.A.	第21025号 平成21年11月24日

○経済産業省告示第百二十八号

計量法施行令及び計量法関係手数料令の一部を改正する政令（平成二十二年政令第百三十四号）の施行に伴い、平成六年通商産業省告示第百三十五号（計量法施行規則第百三条の規定に基づき経済産業大臣が別に定める特定計量器の分類）の一部を次のように改正し、平成二十二年六月一日から施行する。

平成二十二年五月三十一日　　経済産業大臣　直嶋　正行

表中「ベックマン温度計」を削り、「熱量計」を「積算熱量計」に改め、「ボンベ型熱量計」及び「ユンケルス式流水型熱量計」を削る。

○関東地方整備局告示第二百六十四号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月三十一日　　関東地方整備局長　菊川　滋

別表の指定番号十五の項確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中

「イ　町田支社　東京都町田市中町一丁目三番二号
ロ　八重洲支社　東京都中央区八重洲一丁目六番二号」を

「イ　本社　東京都渋谷区渋谷一丁目十三番九号
ロ　町田支社　東京都町田市中町一丁目三番二号
ハ　八重洲支社　東京都中央区八重洲一丁目六番二号」に改める。

○関東地方整備局告示第二百六十五号

建築基準法（昭和二十五年法律第二百一号）第七十七条の二十一第一項の規定に基づき、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十号の一部を次のように改正する。

平成二十二年五月三十一日　　関東地方整備局長　菊川　滋

別表の指定番号四の項住所の欄中「神奈川県相模原市相模大野七丁目八番十号」を「神奈川県相模原市南区相模大野七丁目八番十号」に、確認検査の業務を行う事務所の所在地欄中

「イ　相模原本店　神奈川県相模原市相模大野七丁目八番十号
ロ　川崎支店　神奈川県川崎市中原区新丸子町九百十五番地
ハ　横浜支店　神奈川県横浜市中区尾上町四丁目五十七番地」を

「イ　相模原本店　神奈川県相模原市南区相模大野七丁目八番十号
ロ　川崎支店　神奈川県川崎市中原区新丸子町九百十五番地
ハ　横浜支店　神奈川県横浜市中区尾上町四丁目五十七番地」に改める。

○近畿地方整備局告示第百四十七号

次のように都市公園の供用を開始するので、都市公園法（昭和三十一年法律第七十九号）第二条の二の規定に基づき、公告する。

平成二十二年五月三十一日　　近畿地方整備局長　上総　周平

名称　国営明石海峡公園
位置　兵庫県淡路市南鵜崎
区域　別紙図面のとおり（略）
（近畿地方整備局に閲覧所を設け、平成二十二年五月三十一日から二週間公衆の閲覧に供する。）
供用開始の期日　平成二十二年六月一日

○近畿地方整備局告示第百四十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十二年五月三十一日　　近畿地方整備局長　上総　周平

一　施行者の名称　滋賀県
二　都市計画事業の種類及び名称　昭和五十七年建設省告示第二百五十六号木之本高月都市計画、浅井湖北都市計画、山東伊吹都市計画、彦根長浜都市計画、豊郷甲良都市計画及び湖東都市計画下水道事業琵琶湖流域下水道（東北部処理区）
三　事業施行期間　自昭和五十七年二月二十三日至平成二十八年三月三十一日
四　事業地
収用の部分　昭和五十七年建設省告示第二百五十六号、平成元年建設省告示第五百二十七号、平成二年建設省告示第千五百八十号、平成五年建設省告示第千百二十九号、平成七年建設省告示第千十六号、平成八年建設省告示第三百二十八号、平成九年建設省告示第千二百九十九号、平成十二年建設省告示第五百四号及び平成十六年近畿地方整備局告示第百三十二号の事業地に長浜市川道町字早上りを加える。
使用の部分　変更なし

○北海道開発局告示第八十一号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十二年五月三十一日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十二年五月三十一日　　北海道開発局長　関　克己

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所	
二百二十九号	北海道岩内郡共和町宮丘一九三三番一から同町梨野舞納一〇一九番まで	北海道開発局及び同局小樽開発建設部	

供用開始の期日　平成二十二年五月三十一日